## 和歌山市消防局からのお知らせ

平成 29 年 4 月 1 日から

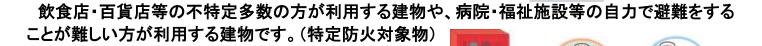
# 違反対象物の公表制度

が始まりました。

#### 違反対象物の公表制度とは

建物の利用者自らが、その建物についての防火安全性を判断できるよう、建物に重大な消防法令違反が認められる場合に、その名称、所在地、違反内容を公表するものです。

#### 公表の対象となる建物



#### 公表の対象となる違反

対象となる建物のうち、義務付けられた消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備)が設置されていない建物が公表の対象となります。

#### 公表の方法

和歌山市消防局ホームページに"違反対象物"として掲載します。

### 【建物関係者のみなさまへ】

重大な消防法令違反はもとより、火災予防上の不備がないように、 消防用設備等を設置・維持管理するとともに、防火管理を適切に行っ てください。

建物を利用する方の安全のため、法令遵守をお願いします。

所有・管理する建物で、用途変更(部分的な用途変更も含む)、増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、最寄りの消防署へ必ずご相談ください。

これらの変更や工事を行ったことにより、公表の対象となる設備が必要となる場合があり、設置されていないときは公表の対象となります。

## 【問い合わせ先】

和歌山市消防局 予防課 查察班 073-427-0119 和歌山市消防局 中消防署 予防班 073-432-0119 和歌山市消防局 北消防署 予防班 073-452-0119 和歌山市消防局 東消防署 予防班 073-473-0119

